

10月に福島県を通過した台風19号により被災した方への支援についてお知らせします。

市税、国民年金、介護保険料、上下水道料金等の減免等については、広報にほんまつ12月号または市ウエブサイトをご覧ください。

二本松市災害見舞金

現に居住している家屋が被災した世帯に対し、市から災害見舞金を支給します。

- ・住宅全壊 1世帯当たり 10万円
 - ・住宅半壊 被災者1人当たり 2万円
 - ・住宅の床上浸水 1世帯当たり 5万円
 - ・住家の床下浸水 1世帯当たり 3万円
 - ・住家の床下浸水 1世帯当たり 2万円
- ※対象となる世帯へは、市から通知を送付していますが、通知が届かない時は、下記までお問い合わせください。

「被災者生活再建支援制度」

居住する住宅に被害を受けた世帯に、住宅の被害程度および再建方法により、被災者生活再建支援金(基礎支援金と加算支援金)を支給します。

申請期限

- ・基礎支援金 令和2年11月11日
- ・加算支援金 令和4年11月11日

対象となる世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が「大規模半壊」した世帯
- ③住宅が「半壊」し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

申請に必要な書類等

- ①罹災証明書(原本)
- ②預金通帳の写し
- ③住民票(世帯員全員)
- ④その他添付書類等(住宅の建設、購入、補修または公営住宅以外の住宅の賃借を示す契約書の写し等)

「災害援護資金貸付」

住居、家財に被害を受けた世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

申請期限

令和2年1月31日(金)

貸付限度額(例)

- ・家財の3分の1以上の損害 150万円
- ・住居の半壊：170万円
- ・住居の全壊：250万円

利率

- ・保証人あり：無利子
- ・保証人なし：年1.5%

※据置期間中は無利子
据置期間 3年
償還期間 10年(据置期間を含む)

償還方法

- ・年賦、半年賦または月賦
 - ・元利均等償還
- 申請に必要な書類等**
- ①所得・課税証明書(世帯員全員)
 - ②罹災証明書の写し
 - ③修繕・購入の見積書等
 - ④その他添付書類等(住民票等)

◎問い合わせ：

福祉課地域福祉係
☎24)5063
Fax(22)1547

「自然災害被災者債務整理ガイドライン」

台風19号により被害を受けた方が「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することにより、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができま

す。
ガイドラインを利用するメリット

- ①財産の一部を手元に残せます。
- ※被災状況、生活状況などの個別事情により異なります。
- ②弁護士等の登録支援専門家による手続支援が無料で受けられます。
- ③債務整理をしたことは個人情報として登録されません。

債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

◎問い合わせ：

財務省福島財務事務所
☎024(535)0303

「法テラス二本松による無料相談」

台風19号で被災された方の生活再建に関する無料法律相談を行っています。

◎相談予約・問い合わせ：
法テラス二本松
☎0570(078)375

相続サポートあだち

相続/遺言無料相談会

◇2月3日(月) 午後6時～8時

◇二本松市勤労者研修センター2階(郭内北小隣り)

◎電話で石川までご予約下さい。 ◎相続遺言に係る文書作成に関する相談会です。 ◎守秘義務を守りますので安心してご相談下さい。

〈相談員〉行政書士 石川晃雄(☎23-4460)

佐藤直人(☎23-5980) 秋山孝雄(☎22-4737)

菅野光夫(☎52-2912) 熊坂恵子(☎22-0219)